

教育警務委員会会議録

I 日 時 令和7年12月15日（月）

午前9時58分開会

午後0時10分閉会

II 場 所 第4委員会室

III 出席委員

委員長	瀬川 侑希
副委員長	立村 好司
委員	佐藤 則寿
〃	尾山 謙二郎
〃	鍋嶋 慎一郎（オンライン出席）
〃	大門 良輔（オンライン出席）
〃	永森 直人
〃	鹿熊 正一

IV 出席説明者

教育委員会

教育長 廣島 伸一

理事・教育次長 小杉 健

教育次長・教育みらい室長

中嶋 健志

教育次長 板倉 由美子

教育企画課長 森安 祐成

教育企画課課長（ICT教育推進担当）

五十嵐 佳美

教育参事・教育みらい室県立高校課長

土肥 恵一

教育参事・教育みらい室特別支援教育課長

魚津 直美

教育みらい室県立高校改革推進課長

丸田 祐一
教育みらい室課長（児童生徒支援担当）
岡本 一善
教育みらい室課長（夜間中学設置準備担当）
岩田理恵子
生涯学習・文化財課長
前川 秋人
生涯学習・文化財課課長（青少年・家庭成人教育担当）
河原 千里
教職員課長 安川 賢一
保健体育課長・課長（派遣スポーツ主事担当）
五島 直樹
保健体育課課長（食育安全担当）
松嶋 保子
公安委員会
公安委員 竹内 登美子
警察本部長 高木 正人
警務部長 伴野 康和
生活安全部長 古川 秀治
地域部長 福山 大
刑事部長 橋森 俊広
交通部長 井上 数也
警備部長 青野 秀夫
警務部参事官・首席監察官
渡部 高史
警務部首席参事官・警務課長
水名 健
警務部参事官・会計課長
池田 高彦

V 会議に付した事件

- 1 11月定例会付託案件の審査
- 2 請願・陳情の審査
- 3 閉会中継続審査事件の申し出について
- 4 教育警務行政当面の諸問題について
- 5 行政視察について

VI 議事の経過概要

1 11月定例会付託案件の審査

(1) 説明事項

瀬川委員長 それでは、本定例会において本委員会に付託された諸案件の審査に入ります。

付託された諸案件は、議案付託表のとおりです。

追加提案された案件について、当局から説明願います。

廣島教育長

- ・令和7年度富山県一般会計補正予算（教育費）
- ・富山県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例一部改正の件

高木警察本部長

- ・令和7年度富山県一般会計補正予算（警察費）

(2) 質疑・応答

瀬川委員長 これより付託案件についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。――ないようですので、質疑なしと認めます。

(3) 討論

瀬川委員長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。――ないようですので、討論なしと認めます。

(4) 採決

瀬川委員長 それでは、これより付託案件の採決に入ります。

本委員会に付託された議案第129号令和7年度富山県一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会所管分外2件

及び報告第19号地方自治法第179条による専決処分の件のうち本委員会所管分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

瀬川委員長 賛成の委員はそのまま挙手を続けてください。

まず、オンライン出席委員の賛否の確認を行います。

鍋嶋委員、挙手でよろしいですか。

鍋嶋委員 はい。

瀬川委員長 次に、大門委員、挙手でよろしいですか。

大門委員 はい。

瀬川委員長 続いて、委員会室に出席している委員は、挙手全員です。

以上を合算し、本委員会の表決結果は、挙手全員であります。

よって、議案第129号外2件及び報告第19号については、原案のとおり可決、または承認すべきものと決しました。

2 請願・陳情の審査

(1) 請願に係る説明事項

瀬川委員長 次に、請願・陳情の審査に入ります。請願は4件付託されていますので、当局から説明願います。

森安教育企画課長 請願12号-2のうち、項目1と項目8-2について御説明いたします。

まず、項目1の教育予算の確保につきましては、財政環境が非常に厳しい折ではございますが、教育の充実に必要な予算の確保に努めますとともに、創意工夫を凝らした事業展開を図りたいと考えております。

項目8-2の施設整備につきましては、県立学校の校舎の耐震化や普通教室のエアコン設置、生徒が日常的に利用する校舎のうち、学校が希望するトイレの洋式化は完了しております。今後も必要な予算の確保に努め、校舎の老朽

化対策や特別室、体育館への空調整備など、施設設備の改善、充実に努めたいと考えております。

五十嵐教育企画課課長 請願第12号－2の請願事項2－2について、教育企画課所管分を御説明いたします。

県教育委員会では、令和3年度からタブレット端末を活用した学習活動を開始し、令和7年度入学生から順次個人所有端末へ移行し、活用を進めております。

これに伴い、ICT環境を拡充するとともに、経済的な支援が必要な世帯などを対象に、端末の貸与や購入支援策を講じているところでございます。また、ICTを活用した教育を充実させるため、教員の負担軽減や技術的なトラブルへの対応支援を行う情報通信技術支援員の派遣により、学校の支援にも努めているところでございます。

今後も各学校からの要望等を踏まえ、学校にとって望ましい支援の在り方について、さらに検討を進めてまいります。

土肥県立高校課長 私からは、請願12号－2について県立高校課分と小中学校課分を併せてお話しします。

請願事項7の(1)－2高等学校等就学支援金制度の件です。

県立高校の授業料につきましては、高等学校等就学支援金制度に加え、令和7年度の国・高校無償化に係る新制度であります高校生等臨時支援金により、所得要件が撤廃され実質的には無償化となっております。

請願事項7の(2)就学を保障するための教材費、給食費など、学校納付金の無償化を進める件です。

小中学校課所管分であります。

学校において、個人所有となる教材費など、個人に還元されるものにつきましては、保護者が負担しております。ただし、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児

童・生徒の保護者に対しては、学校教育法に基づき、市町村において必要な援助を行っております。

県立高校課所管分であります。

県立学校においては、国が創設しました奨学のための給付金、それから定時制、通信制の生徒への教科書無償給付、特別支援学校における就学奨励費などにより、保護者の経済的負担の軽減を図っており、引き続き支援してまいりたいと考えております。

請願事項7の(4)高校生、大学生に返還不要な奨学金制度の創設をという件です。

高校生につきましては、奨学のための給付金を創設し、必要に応じ拡充されてきております。大学生につきましても、平成29年度に国において給付型の奨学金が大幅に拡充されまして、所得要件を満たしかつ高校での成績にかかわらず支援対象となっておりまして、給付額につきましても学生が学業に専念して学生生活を送るために必要な生活費を賄える額が措置されることとなっております。

国が実施される給付型奨学金のさらなる拡充については、引き続き全国知事会などを通して国に働きかけてまいりたいと考えております。

請願事項7の(5)県奨学金の返済猶予制度を維持、拡充する件につきましては、奨学生が進学したときや災害、病気、負傷、その他やむを得ない事由があると認められる場合には、その事由が継続する期間、返済を猶予しております。

今後も奨学生の事情に応じて猶予を行ってまいりたいと考えております。

続いて請願事項10-2地震、被災などを受けた子供たちへ必要な県独自の支援に関する件です。

小中学校課所管分であります。

令和6年度能登半島地震や東日本大震災等により被災し、経済的理由により就学困難な児童・生徒の教育機会の確保に資するため、国において被災児童生徒就学支援等事業交付金が設けられ、県においても予算を計上しております。今後とも国の動向を注視し、就学援助事業が円滑に実施されるよう努めてまいります。

県立高校所管分であります。

県立高校におきましては、被災生徒に対し、入学考査手数料や入学料、授業料の免除などを独自に実施しております。被災された生徒の皆さんのが安心して富山県で学んでいただけるよう努めてまいります。

最後に、請願事項11-2生徒の通学の便を保障するため、通学費に対する県の助成を検討する件です。

小中学校課所管分であります。

遠距離通学児童・生徒への助成につきましては、通学条件の緩和を図るため、国のへき地児童生徒援助費等補助金において、スクールバス購入費や遠距離通学の交通費等の補助がなされております。これまで、ほぼ市町村の要望どおりの額が交付されているところであります。今後も市町村の要望どおり支援されるよう国に働きかけてまいります。

県立高校課所管分であります。

地元ではなく、遠くの高校へ通学しているという実態がございますが、高校は自らの意思に基づいて県内広域に配置された高校に通うものであることから、高校生の公共交通機関利用の際の助成につきましては、困難であると考えております。御理解をお願いしたいと思います。なお、県立高校再編に関する通学に対する支援につきましては、将来、実際に新たな形で県立高校が再編され、生徒が入学し、通学の状況を把握できた段階で、その実態を踏まえ、また生徒やその保護者の御意見もお伺いした上で、必要に

応じて検討する事項になると考へております。

魚津特別支援教育課長 請願第12号－2の請願事項9についてお答えいたします。

障害を持つ子供たちに必要な教育条件を整備してくださいというものです。

小・中学校の特別支援学級については、令和7年度は22学級増やしました。また、通常の学級に在籍する軽度の障害のある児童生徒を支援するため、通級指導教室を令和7年度は小学校で4教室、中学校で2教室増やしました。

特別支援学校については、平成22年度までに6校で複数の障害種別を教育の対象とし、平成25年4月、軽度知的障害生徒の就労支援を目的とした高等特別支援学校2校を開校しております。障害のある子供たちの教育条件の整備は重要なことであり、今後とも市町村と協力し、特別支援学級や通級指導教室の適切な設置、全校的な支援体制の整備、教員研修などにより、障害の種類や程度に応じた多様な学びの場を整備してまいりたいと考えております。

安川教職員課長 私からは、請願12号－2請願事項3から6までを御説明いたします。

まず、請願事項3の学級編制についてです。

本県では国より2年先行する形で、令和5年度には、国からの加配定数と県単の定数を活用して、小学校全学年において35人学級を実現いたしました。

また本県では、中1ギャップへの対応や少人数でのきめ細やかな指導を行うため、国の加配定数を活用し、中学1年生において学校の実情に応じて、少人数学級か少人数指導のいずれかを選択できる中1・35人学級選択制を実施しております。

一方、国では、令和7年6月に公布されました公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等

の一部を改正する法律の附則におきまして、中学校 1 クラス当たりの学級編制の標準を、令和 8 年度から 35 人に引き下げるよう、法制上の措置その他の必要な措置を講ずることとされたところでございます。

中学校における少人数学級の実施については、国におけるこの標準法の改正や加配措置の状況などを踏まえて検討してまいります。また、特別支援学級の学級編制の引下げについては、本来は国がその財源も含めて定数措置すべきであり、引き続き国に対して強く働きかけてまいります。

次に、高校での少人数学級についてです。

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律では、全日制の課程、または定時制の課程における 1 学級の生徒数は 40 名を標準とするとされていることから、本県においては 1 学級の生徒数は 40 名を標準として学級編制を行っております。こうした中、県内の高校については、学科等の特殊性を踏まえ、農業科、福祉科全てで、また工業科、水産科、国際科については、その一部において少人数学級を実施しております。少人数学級を進めるためには、まずは国において、学級定員の改善が必要であると考えており、引き続き国に対して要望してまいります。

続きまして、教職員定数の改善についてです。

教職員定数の改善については、これまで国が加配定数を活用した増員に努めているところでございます。また、本県では、これまで小学校専科教員については、国の加配定数に加え、県単措置による会計年度任用職員を活用しており、毎年配置を拡充しております。

今年度も従来の専科教員に加えて、専門性の高い教科指導を行うとともに、教員の持ちこま数軽減など、働き方改革を進めるための教科担任制の加配と併せて、小学校全学校に配置し、教員の持ちこま数が軽減できるよう支援して

いるところでございます。

今後さらなるきめ細かな教育や、教員の多忙化解消を図るためには、まずは国において教職員定数のさらなる純増を図っていただくことが重要であると考えております。引き続き国に対して強く働きかけてまいります。

次に、産休、育休、病休の代員職員の配置についてです。

産休、育休、病休者の代替となる臨任講師の確保については、これまで市町村教育委員会等々と共に連携し、ホームページでの募集のほか、退職された教員に対する細かな声かけなどに取り組んでいるところでございます。また、1学期途中から産休に入る教員の代員として必要な定数を国からの加配で確保し、4月当初から配置しております。

引き続き、4月当初から代員を配置するため、必要な加配定数を確保できるよう、国に強く働きかけてまいります。

今後とも学校現場が円滑に運営できますよう、市町村教育委員会と連携を取りながら、年間を通じて必要な臨任講師や会計年度任用職員を確保できるよう、努めてまいります。

松嶋保健体育課課長 私からは請願12号－2のうち、請願事項2－2、7（2）の保健体育課所管分について御説明いたします。

学級や学校内で新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染が広がっている可能性が高い場合は、学級、学年閉鎖、臨時休業など、感染が拡大しないよう必要な措置を講じております。

引き続き学校や保護者、市町村教育委員会等とも連携して、感染症対策の徹底に取り組んでまいります。

請願事項7（2）給食無償化についてです。

自民党、日本維新の会、公明党の3党から全国知事会に

対し提案があり、現在、全国知事会と3党と協議がなされております。

丸田県立高校改革推進課長 私からは請願第13号「480人の大規模校設置に反対する請願署名」について御説明いたします。

請願事項は生徒数480人の大規模校設置案を見直すことでございます。

県立高校の在り方に関する令和3年度以来の様々な御意見を踏まえ、本年8月にまとめた新時代とやまハイスクール構想実施方針（素案）では、特色のある大中小規模の新たな学校を県内にバランスよく配置することとしております。

大規模校については、多くの科目から選択履修でき、多様な考え方に対する接することにより、他者と協働して社会参画できる力をより高めることを狙いとし、普通系学科のスタンダードをベースに、スポーツや芸術を重点的に学べる教育内容や、職業系専門学科の専門科目の一部を含めた多様な選択科目を開設し、中小規模校の定員確保の観点も踏まえ、1学年480人規模の学校を県内に1校を、県内全域からの通学を考慮し、公共交通機関の利便性の高い富山市内の県有地を活用して設置する案としたところでございます。

大規模校の特徴といたしましては、多くの科目から選択履修が可能で、幅広い学びができる事。教科ごとに充実した教員配置ができ、教員の資質向上と生徒の深い学びにつながること。様々な部活動の設置や多彩な学校行事が可能で、学校の魅力と活力の向上につながることなどが挙げられます。

構想の基本目標とした新時代に適応し、未来を拓く人材の育成を実現するには、人口減少が進む中でも多くの仲間と共に学べる大規模校も含めた多様な選択肢を提供するこ

とが重要であると考えております、引き続き、こどもまんなかの視点で丁寧に検討しながら、構想の着実な推進に努めてまいりたいと考えております。

安川教職員課長 請願第14号「県立高校の教職員配置の充実を求める請願」について御説明いたします。

まず、請願事項1についてです。

昨年度及び今年度定員減となった県立高校においては、県単独の定数措置により教員を配置したところでございます。

来年度の募集定員の減により、県全体としての法定数が減少することが見込まれますが、教育委員会といたしましては、現行の教育活動が低下することのないよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、請願事項2についてです。

来年度の各学校における教員配置については、各学校の教育課程や事業展開等の計画を精査し、学校固有の事情や要望を聞き取りながら検討していくことになります。

県全体としての法定数が減少する中において、どのような工夫ができるか、学校とも丁寧に意見交換をしてまいります。

次に、請願事項3養護教諭の配置についてです。

県立高校の養護教諭については、法令上配置対象となっていない学校も含めまして、全ての学校に配置してきたところです。

引き続き、教育委員会といたしましては、保健室の業務に支障が出ないよう、現状と同様の配置を維持し、生徒の心身の健康、安全・安心の確保に取り組んでまいります。

次に、請願15号「給特法改定に伴う義務教育等教員特別手当の切り下げ等に反対する請願」について御説明いたします。

まず、請願事項1、教職調整額5%への引上げに当たり、指導改善研修被認定者の教職調整額を0%とする懲罰的な例外規定をつくらないことについて御説明いたします。

令和7年6月に成立した公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律では、学校における働き方改革の一層の推進や教員の待遇改善を一体的、総合的に進めるための措置が講じられました。

教員の給与については、優れた教員人材を確保する必要があることに鑑みまして、高度専門職にふさわしい待遇、職務や勤務の状況に応じた待遇を実現するための改善が図られたところです。

このうち、教職調整額については、その基準となる額を給料月額の4%から段階的に10%まで引き上げることとしておりまして、令和8年1月からは5%となります。教職調整額は、教員の勤務時間の内外を包括的に評価した待遇として支給されるのですが、指導改善研修は児童・生徒に対する指導が不適切と認定された教員が受ける研修でありまして、教員としての専門性の発揮が困難な状況にあることを踏まえ、勤務の状況に応じた待遇の実現を図る観点から、当該職員には支給しないこととされたものです。

県教育委員会としましては、こうした法改正の趣旨を踏まえて、適切に運用してまいります。

次に、学級担任への加算についてです。

今般の給特法の改正による教員給与の改善は、高度専門職にふさわしい待遇や、職務や勤務の状況に応じた待遇を実現することを目的として行われたものでございます。

義務教育等教員特別手当については、これまで給料月額の平均約1.5%が一律に支給されておりましたが、職務や勤務の状況に応じた給与とする観点から、給与全体を見直

す中で、令和8年1月から1%相當に引き下げ、また併せて、複式学級を担当する教員に対して日額で支給される多学年学級担当手当を廃止する一方で、学級担任には、業務の困難性を考慮して、月額に3,000円を加算することとされました。

県教育委員会といたしましては、義務教育等教員特別手当等についても、こうした法改正の趣旨を踏まえて適切に対応してまいります。

(2) 質疑・応答

瀬川委員長 ただいま当局から説明を受けましたが、これについて質疑はありませんか。——ないようですので質疑なしと認めます。

(3) 討論

瀬川委員長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。——ないようですので、討論なしと認めます。

(4) 採決

瀬川委員長 これより採決に入ります。

初めに、請願第13号「480人の大規模校設置に反対する請願署名」及び請願第15号「給特法改定に伴う義務教育等教員特別手当の切り下げ等に反対する請願」を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

瀬川委員長 まず、オンライン出席委員の賛否の確認を行います。

鍋嶋委員、挙手なしでよろしいですか。

鍋嶋委員 はい。

瀬川委員長 次に、大門委員、挙手なしでよろしいですか。

大門委員 はい、大丈夫です。

瀬川委員長 続いて、委員会室に出席している委員は、挙手

全員なしです。

以上を合算し、本委員会の表決結果は、举手全員なしであります。

よって、請願第13号及び請願第15号については、不採択とすべきものと決しました。

瀬川委員長 次に、請願第12号－2「子どもの貧困と教育格差をなくし、ゆきとどいた教育を求めるための請願」のうち、項目3、7(1)－2、7(2)、10－2を採択することに賛成の委員の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

瀬川委員長 まず、オンライン出席委員の賛否の確認を行います。

鍋嶋委員、举手なしでよろしいですか。

鍋嶋委員 はい。

瀬川委員長 次に、大門委員、举手なしでよろしいですか。

大門委員 はい。

瀬川委員長 続いて、委員会室に出席している委員は、举手全員なしです。

以上を合算し、本委員会の表決結果は、举手全員なしであります。

よって、請願第12号－2のうち、項目3、7(1)－2、7(2)、10－2については不採択とすべきものと決しました。

同じく、請願第12号－2のうち、項目1、2－2、4、5、6、7(4)、7(5)、8－2、9、11－2を採択することに賛成の委員の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

瀬川委員長 まず、オンライン出席委員の賛否の確認を行います。

鍋嶋委員、举手でよろしいですか。

鍋嶋委員 はい。

瀬川委員長 次に、大門委員、挙手でよろしいですか。

大門委員 はい。

瀬川委員長 続いて、委員会室に出席している委員は、挙手全員です。

以上を合算し、本委員会の表決結果は、挙手全員であります。

よって、請願第12号－2のうち、項目1、2－2、4、5、6、7(4)、7(5)、8－2、9、11－2については、採択とすべきものと決しました。

したがって、請願第12号－2については、一部採択すべきものと決しました。

次に、請願第14号「県立高校の教職員配置の充実を求める請願」を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

瀬川委員長 まず、オンライン出席委員の賛否の確認を行います。

鍋嶋委員、挙手でよろしいですか。

鍋嶋委員 はい。

瀬川委員長 次に、大門委員、挙手でよろしいですか。

大門委員 はい。

瀬川委員長 続いて、委員会室に出席している委員は、挙手全員です。

以上を合算し、本委員会の表決結果は、挙手全員であります。

よって、請願第14号については、採択とすべきものと決しました。

(5) 陳情に係る説明事項

瀬川委員長 陳情は2件付託されていますので、当局から順次説明願います。

古川生活安全部長 私から、陳情第45号－2について説明させていただきます。

県警察では、不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反等のサイバー犯罪をはじめ、犯罪があると思料するときは、法令に基づいて所要の捜査を推進するとともに、被害防止活動にも努めております。

県警察といたしましては、引き続き現行法令に基づき、サイバー犯罪等の取締りや、被害防止に向けた広報啓発活動等を推進し、県民の安全・安心の確保に努めてまいります。

森安教育企画課長 陳情47号－2のうち、教育企画課分として陳情事項4－2について御説明します。

県立学校における感染症対策のための設備につきましては、これまでも迅速かつ柔軟な対策が取れるよう、学校裁量予算によりまして、各学校が実情を踏まえて必要に応じて整備してきたところでございます。

引き続き、各学校が必要な対策を実施できるよう、学校裁量予算の確保に努めたいと考えております。

松嶋保健体育課課長 私からは陳情47号－2「学校園における感染対策の徹底と子どもの将来を守る対策に関する陳情」のうち、陳情事項1－2、2－2、3－2、6－2、8－2について御説明いたします。

陳情事項1－2「文科省方針の再検討を国に求めること」につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴い、令和5年2月に、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部から「マスク着用の考え方の見直し等について」が発出されております。

令和5年5月以降、感染症法上の位置づけに変更はなく、病原性が大きく異なる変異株が出現するなどの事象は生じておらず、変更を求める事由は発生しておりません。

陳情事項2－2「マスク着用の徹底と誤指導の是正」につきましては、文部科学省の通知や学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルが発出されておりまして、学校教育活動の実施に当たってはマスクの着用を求めることが基本とすること、引き続き、マスクの着用を希望する児童・生徒に対して適切に配慮すること、地域や学校での感染症状況等に応じて、学校教員がマスクの着用を促すことも考えられるが、児童・生徒や保護者の主体的な判断が尊重されることなどが示されており、市町村教育委員会をはじめとする教育委員会に対し、国の通知に沿って適切な対応を行うよう周知しております。

陳情事項3－2「自治体独自のガイドライン策定」につきましては、新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルにおいて、平時での対応、感染流行時の対応について示されております。

陳情事項6－2「学校版の段階的対策と警報制度の連動」、陳情事項8－2「健康影響と家庭負担に関する情報提供の強化」につきましては、県の「学校保健・学校安全関係の手引」では、感染拡大防止のため、発生防止の留意点として、児童・生徒の健康状態の異常を早期に発見し、措置を講じること、校内の欠席の状況に留意すること、地域での発生や流行状況を把握すること、家庭に対しては無理に登校させないなどを啓発しておくことなどを示しております。

また、発生時には、健康観察の強化、罹患児童・生徒には出席停止などの措置、学級、学年、学校全体の欠席状況を確認しつつ、学級、学年閉鎖、臨時休業などの措置を取ること。学校内や地域での感染症発生状況などを家庭と共有し、注意喚起を行うことなどを示しております。教育機関においては、衛生管理マニュアルや本手引を参考とし、

感染予防対策が実施されております。

瀬川委員長 ただいま当局から説明を受けましたが、これについて御意見等はありませんか。——ないようですので、これで陳情の審査を終わります。

3 閉会中継続審査事件の申し出について

瀬川委員長 次に、閉会中継続審査事件の申し出の件を議題とします。

本委員会の閉会中継続審査事件については、資料の申し出案のとおり、議長に申し出たいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

瀬川委員長 御異議なしと認めます。

よって、申し出案のとおり、議長に申し出ることに決定しました。

4 教育警務行政当面の諸問題について

(1) 報告事項

資料配布のみ

生涯学習・文化財課

- 「放生津八幡宮祭の曳山・築山行事」のユネスコ無形文化遺産「山・鉾・屋台行事」への追加登録について

警務部

- 令和7年度警察官採用試験の実施状況について

(2) 質疑・応答

佐藤委員

- ものづくり人材の育成強化について
- 110番映像通報システムについて

大門委員

- 学校体育館等における空調整備について
- 給食無償化について

永森委員

- ・新時代ハイスクール構想実施方針について
- ・新時代とやまハイスクール構想第1期設置方針について

鹿熊委員

- ・高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン（仮称））について
- ・小中学校の不登校児童生徒について

瀬川委員長 それでは、報告事項に関する質疑及び所管行政一般についての質問に入ります。

質疑・質問はありませんか。

佐藤委員 初めに、ものづくり人材の育成強化について伺います。

富山県の産業を支えるものづくり人材を育てていくためには、専門高校などの教育環境の充実が不可欠でございます。

こうした中で、文部科学省は11月28日に、高校教育改革を進めるため、各都道府県に新たな基金を設置することとし、関連経費として約3,000億円を令和7年度補正予算案に盛り込んだという報道がございました。

都道府県では、農業や工業などの専門高校の教育内容を充実させる目的で、大学や産業界の人材を招く取組などに基金を活用できるとされております。

そこで、富山県としてこの基金を活用しながら、専門高校の設備更新や産業連携の強化などについて、どのように進めていかれるのか、具体的な考え方を丸田県立高校改革推進課長にお尋ねいたします。

丸田県立高校改革推進課長 新時代とやまハイスクール構想では、本県産業を担う人材育成において、大きな役割を果たしている職業系専門学科についても議論を深めており、先月の構想検討会議では、今後の社会の変化やニーズを踏

まえながら、それぞれの高校や学科に何が求められるかを考慮し、検討を進めていくこととなったところでございます。

また、現在学ぶ子供たちのために、第1期校の設置を待たず、スピード感を持った対応も必要であると考えており、魚津工業高校は来年度に、砺波工業高校は令和9年度に、それぞれ学科改編を行うこととしており、砺波工業高校では、建設系学科の新設に向け、実習棟や設備の整備、地元企業と連携した学びの検討など、鋭意準備を進めているところでございます。

こうした中、先般、文部科学省から公表されました「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン（仮称））」の骨子の中で、我が国の社会、経済の発展を支える産業イノベーション人材の育成などが盛り込まれております。

今後、各都道府県で策定する高等学校教育改革実行計画に掲げる取組を、令和9年度に創設する交付金で支援するとともに、御紹介がありましたように、緊要性のある取組を先行して支援するため、国の補正予算案に、都道府県における基金設置に要する経費として2,950億円が計上されたところでございます。

今後、職業系専門学科の具体的な学校づくりを進めていく上で、御指摘のとおり、専門高校の設備更新や、产学連携の強化などにも予算措置が必要となってくると考えております。このため、今般の国の高校改革に係る情報収集に努めまして、国の交付金や基金を有効に活用できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

佐藤委員 時代がどんどん変容していく中で、新時代とやまハイスクール構想等々も進めておるわけでございます。未来を拓く子供たちのために、いかに社会全体で教育に対し

て関心を持ち、育み、育てるという環境——社会に役立つ人間だけを機械的につくるという意味ではなくて、子供たちが自由に羽ばたけるような環境をつくることが基本だと思います。そういう中での取組の一つであると私は認識しておりますので今後ともよろしくお願ひいたします。

続いての質問になりますけれども、来年度から高校授業料の実質無償化が始まります。私立高校を嗜好する動きが一層強まることも予想されます。こうした中で公立高校が選ばれ続けるためには、やはり教育内容のさらなる充実が重要であると考えております。

国が各都道府県に設置するこの新たな基金をどのように活用して、公立高校の教育内容の充実をどのように図っていかれるのか、県の所感を土肥県立高校課長にお伺いします。

土肥県立高校課長 11月21日に閣議決定されました強い経済を実現する総合経済対策では、公教育の再生、教育の無償化への対応として、いわゆる高校無償化と併せて、公立高校や専門高校等への支援の拡充を図るため、今ほど丸田課長から答弁いたしました「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン（仮称））」に沿った緊要性のある取組を先行的に支援することとしております。

これを受け打ち出された補正予算案では、3つの類型に応じた高校教育改革を先導する拠点のパイロットケースをそれぞれ創出し、その取組や成果を域内の高校に普及することを目標としております。

具体的には1つ目の類型でありますアドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援では、例えば産業界のニーズに対応した施設設備等を整備するとともに、産業界の伴走支援を受け、先端分野の専門的な技術等を生徒に習得させることで、産業イノベーション人材を育成することなど

を挙げております。

また、2つ目の類型、理数系人材育成支援では、例えば文理融合型の学びを提供するため、カリキュラムを工夫するとともに、大学や地域、企業との連携を図りながら理数系探究活動の拠点づくりをすることなどを挙げております。

さらに、3つ目の類型、多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保では、例えば生徒に応じた魅力ある学習の選択肢を増やすため、地域の教育資源を生かした学びや遠隔授業を活用した学びを提供することなどを挙げております。

本基金等の概要を示す文部科学省の説明が先日行われましたが、申請条件等の詳細はまだ示されていない状況でございます。県教育委員会としては、本県の実態、教育効果、将来性等を踏まえ準備を進め、新たな基金や交付金の活用に備えてまいります。

佐藤委員 公教育の再生というキーワードでいろいろなことが進められております。3つの類型の話もありました。具体はこれからということでありますけれども、やはり公立高校の教育の質や魅力をさらに高める取組は今後もずっと続くわけで、しっかりと行っていただきたいと思います。

引き続き、県警本部に110番映像通報システムの運用成果について伺いたいと思います。

富山県警では、令和5年4月から、スマートフォンやタブレット端末などを使って、事件や事故の映像または画像を送信することができる110番映像通報システムの運用が始まっています。

地域の防犯活動として、県警や行政等も防犯カメラを多数設置する流れになっておりますけれども、全国的にいろいろな事件、事故が後を絶たず発生しています。事件、事故を未然に防ぐ、そして起きた際に速やかに対応できるよ

うに、こうした仕組みによって、事件や事故現場の状況をより迅速に把握して、初動対応の高度化につながることが期待されております。システムの運用開始以降どのような成果が得られているのか、併せて、活用件数もお聞かせいただければと思います。加えて、県警としての評価も福山地域部長にお伺いいたします。

福山地域部長 110番映像通報システムは、110番通報を受理した通信指令担当者が現場における警察活動に有用であると判断した場合に、通報者の了承を得た上で、通報者がスマートフォン等で撮影した事件、事故等のリアルタイムの動画や静止画を送信してもらうシステムです。

これまでの活用件数は、運用を開始した令和5年4月から本年11月末現在までに937件となっており、その内訳は行方不明者や迷子などの保護関係で345件、交通事故や当て逃げなどの交通関係で178件、窃盗事件や暴行事件等の刑法犯関係で122件、不法投棄事案などの特別法犯関係で45件、その他山岳事故や不審者などで247件となっております。

また、本システムに付加される位置情報機能を活用し、現場対応が困難な山岳遭難事故では、要救助者の正確な位置を特定することで、迅速な救助が可能になったほか、逃走する窃盗犯の動画や行方不明者の画像を送信してもらうことで、より迅速かつ的確な初動警察対応が可能となっております。

さらに本システムを活用することにより、事情聴取に伴う通報者の負担軽減にもつながっているところであります。引き続き県民に対しては、あらゆる機会を通じて本システムに関する周知を図っていくとともに、活用の際は通報者の安全確保を最優先に捜査手順などについて丁寧な説明を行うなど、通報者の御理解と御協力を得られるよう努めな

がら、積極的な活用を推進してまいります。

佐藤委員 導入されるとき、期待をしていたわけですけれども、正直言いまして、ここまで多く活用されているとは思っておりませんでした。いろいろな情報を見たときに、利用する難しさもあるので、現実はどうなるかと思いましたが、非常に順調に運用されていて驚いております。この110番映像通報システムの効果を高めていくためには、何より県民の理解と協力が不可欠です。誰でも利用しやすいように、映像の送信方法が分かりやすく周知されていくことは重要だと思います。ユーチューブなどを見ますと、既に非常に上手に誘導されており、その成果が活用件数からも分かりましたけれども、110番映像通報システムに対する協力の呼びかけについて、今後さらに県警ではどのように取り組んでいかれるのか。スマートフォン操作が苦手な方々に対する広報など、誰もが利用しやすい110番通報体制を取ることが必要であると考えますので福山部長に所見をお伺いします。

福山地域部長 110番映像通報システムの活用に対する協力の呼びかけについて、毎年1月10日を110番の日と定め、「110番通報の適切な利用の広報実施」を通達しており、県警察でも各署に対して効果的な広報の実施を指示しております。

本システムの周知についても、運用開始後の110番の日で、各署において広報誌の配布や本システムを利用した110番通報の体験教室などを開催しております。また、平素から金融機関での強盗訓練、教育機関での不審者対応訓練でも、本システムを活用するなど、あらゆる機会を通じて県民の皆様に周知を図っているところでございます。

映像送信方法の周知につきましては、運用を開始した令和5年4月から、その使用方法をまとめた動画を作成し、

県警公式ユーチューブチャンネルにて継続配信をしております。約8分間の動画で、全編字幕入り、操作者側のスマートフォン画面を表示させながら、ロールプレイング形式の内容になっており、スマートフォン操作が不慣れな方でも、この動画を見れば操作方法が理解できる内容となっております。

実際の活用場面では、安全確保を最優先に、スマートフォン操作が不慣れな方に対しても、110番通報を受理する通信指令課員が一つ一つ手順を丁寧に説明しながら対応し、誰もが利用しやすいような体制を維持してまいります。

佐藤委員 どうしてもスマートフォン操作が苦手という御高齢の方もいらっしゃいますので、今ほどありましたように、通報の仕方などについて地域で出前講座を行うことは本当に有効なものだと思います。警察の方々には、いつも尽力していただいているので、もう少し地域の方々が身近に感じるようなネットワークを広げていくことも大事だと思います。これからも迅速な対応をしていただくことを心から願って、私の質問を終わります。

大門委員 私から2問質問したいと思います。

前回の委員会で移動式のスポットクーラーのサンドボックス予算による実証実験の報告がありまして、一定の成果があったという説明を受けました。

近年の猛暑、酷暑を考えますと、体育館の本格的な空調設備が理想だと思いますけれども、設計や工事に相当な時間を要するということですので、今回のスポットクーラーの導入は、非常に即効性があり、すばらしい効果があったと思っております。

だからこそ、この実証実験で、いい効果が出たということですので、早い段階で全ての高校に拡大していくべきかと思っております。新年度に向けての移動式スポットクー

ラーの導入拡大について、どのように考えられているのかお伺いします。

また、体育館以外の屋内運動施設におきましても、エアコンがない、エアコンの利きが悪いといった声を大変よく伺います。近年、部活動の地域展開の話もありまして、小学生や小さな子供たちが高校の施設で部活動をするケースも増えてきていることを考えますと、このスポットクーラーの導入は非常に効果的だと思います。そういった体育館以外の屋内施設にもスポットクーラーの導入を検討していくべきと考えますが、森安教育企画課長にお伺いします。

森安教育企画課長 学校体育館への空調整備につきましては、教育現場における熱中症対策、また、災害時の避難所の環境改善を図る観点から重要であると考えております。

県立学校の体育館への固定式空調の整備につきましては、まずは体温調節が困難な児童生徒が多く在籍している特別支援学校を優先して今年度中に基本設計を実施しまして、令和9年度までの整備完了を目指しております。また、県立高校につきましては、今年度中に整備方針を固めて、できる限り早期に整備を進めたいと考えております。

委員御紹介のとおり、先般、移動式空調設備の効果などの検証を行いましたところ、体育館内のW B G T の低減など一定の効果が確認でき、体育の授業や部活動の活動時間の確保につながることが期待されることから、現在、固定式空調の整備が完了するまでの間の熱中症対策として、この空調設備の整備方針に反映することも含めて、検討を進めているところでございます。

また、御指摘のあった体育館以外の部活動等に使用する屋内運動施設の空調設備の整備、増設につきましては、施設の空調設備の状況や利用の頻度、利用時間、また予算なども踏まえる必要があると考えております、現時点では

利用頻度が高く、災害時の避難所機能を担う体育館を優先して整備を進めていきたいと考えております。

大門委員 全ての高校の体育館に空調を設置するには時間がかかるということですので、やはりスポットクーラーを早い段階で全ての高校に設置していただきたいというのが1点と、部活動で使用する体育館以外の屋内施設や特別教室など、設置しなければいけないところはまだまだあると思っております。

体育館以外の屋内施設も利用頻度は高いと私は思っておりまして、例えばそこで大会をやっている部活動もありますので設置を検討していただければと思います。可能であれば予算感を教えていただきたいのですけれども、スポットクーラー1台で大体幾らかかるのですか。

森安教育企画課長 今、この検証をした移動式空調整備は大型から小型のものまで、大、中、小3つの規模があります。大型のものでございますと、1台当たり設置費用込みで500万円程度かかる想定でございます。また、大規模な電気工事が必要となる場合も想定されます。小型のものですると1台当たり100万円程度になります。

また、スポットクーラーという名称のものの場合ですと、金額的には10万円台のものから機種はあると思います。ただ、スポットクーラーでは、私どもで検証させていただいたW B G Tの低減効果は少なくなってしまうと感じます。あくまでも休憩を取るときに、スポットクーラーの前で少し涼むなど、休憩用に使用する場合はあるかと思っています。先ほど委員から御指摘のありましたとおり、利用時間や利用状況を踏まえながら、学校の裁量予算や暑さ対策について、どういったことができるのか考えていきたいと思います。

大門委員 体育館自体結構大きいですから、やはり大型のク

ーラーが必要になってくるケースも多々あると思いますし、スポットクーラーですとＷＢＧＴがあまり下がらないということで、休憩のときに簡易的な形で使えるという御説明かと思います。

最近は、四季ではなく二季と言われるぐらい、季節がなくなってきてまして、本当に暑い夏の時期が増えてきました。エアコンなどの空調設備にはなかなか時間がかかるということですけれども進めていっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

小学校の給食費の無償化についてであります。先日の報道によりますと、小学校の給食費の無償化に当たりまして、国と都道府県が折半で財政負担をすべきではないかという案が出てまいりました。

私もその報道を見て大変驚いたわけなのですけれども、富山県の1人当たりの給食費の平均が5,311円ということで、全国的に見ても少し高い状況でありますし、それを12か月分掛け算しまして、それプラス人数を掛け算しますと、何となく予算感は見えてくるのですけれども、恐らく十数億円の財政負担が出てくるのではないかと思っているところであります。

それを受けまして、全国知事会では、新田知事も含めて、この財政負担は反対するという報道もありました。さらにそれを受け、反対報道の次の日には、自民党、日本維新の会、公明党の実務者会議におきまして、地方負担はなしの方向で調整をするという報道も出てきておるわけです。

今、国会で協議中であると推測するのですけれども、現在の状況はどういったことになっているのか、またどういった交渉しているのか、松嶋保健体育課課長にお伺いしたいと思います。

松嶋保健体育課課長 報道にありますとおり、自民党、日本

維新の会、公明党の3党から全国知事会に対し、学校給食費の市町村への支援について、国と都道府県とで2分の1ずつ負担するといった提案があり、急遽去る11日に、全国知事会のオンライン会議が開催され、新田知事も出席いたしました。

会議で示された3党からの提案では、市町村へ支援する基準となる額について、令和5年実態調査の全国の給食費の平均額に近年の物価動向を加味した額とされただけで、具体的な基準額は示されませんでした。

なお、先日のオンライン会議で、新田知事から本県の給食費は地産地消や食育などに取り組んでいることなどから、全国平均に比べ高い実情があること、このため国に対し適正な基準の設定と、十分な財政措置を強く求めたところです。

先ほどの請願の際にも少し述べましたが、3党から提案された案について、全国知事会で各都道府県の意見を取りまとめ、現在、全国知事会と3党の間で協議がなされている状況でございます。

大門委員 協議の段階ですので、どのようなことになるのか、まだこれからということだと思います。

全国知事会でも、給食費の負担を国と地方で半分にすることに対して、反対表明があったと思いますけれども、私自身もこういった形で地方負担がどんどん増えるというのを反対であります。また状況をいろいろと確認しながら、進めていただけたらと思います。

永森委員 私からは、新時代とやまハイスクール構想について大きく2問質問いたします。1問目は、この年明けにも定められる実施方針について。そして2問目は、次の年の前半までに取りまとめられる第1期の設置方針について質問をさせていただきたいと思います。

まず1問目、実施方針についてであります。

この間、我々自民党議員会等々も含め、いろいろな議論をさせていただいておりまして、取りまとめに向けて、随分收れんされてきていると認識しております。いろいろと我々の思いもしっかり聞き取っていただいたことに感謝をしたいと思っております。

その上で、今日は、適正な学校配置数、つまり今は20校を目安にしておりますけれども、この見直しをぜひ検討してはどうでしょうかという質問をさせていただきたいと思います。

今日は我々自民党議員会としてお示しをした設置案の資料を配布しておりますが、我々の設置案では25校の配置となっています。そして、資料の横には実施方針（素案）を並べて示しています。

特に県西部にこだわって話すわけではないのですけれども、話の展開を分かりやすくするために、県西部を中心にお問い合わせを立てていきたいと思います。

まず1つは、実施方針（素案）では全体で20校となっており、ただ我々も減らすなと言いたいわけではないのですけれども、20校というのは、やはりバランスを考えたときに、あまりにちょっと厳しいのではないだろうかということです。

県西部には、今は8校の設置案となっているのですけれども、県西部には6つの市がありまして、各市に1校ずつ置いてくれという議論をするつもりはないのですけれども、やはり6市があることには、それなりに理由があって、6市に分かれているという経緯から考えても、最低6校程度は必要だろうと思っています。

その上で、さらに、例えば南砺平高校のような全国募集をして、地域でしっかりと頑張っている学校をこれからも伸

ばしていこうということは、この議会の議論の中でもあつたところですし、さらには、中高一貫校も県西部につくると今はされています。また、工業系の実践ハイスクールや、ここ最近の議論で言うと、商業科をベースにした普通科系の高校も必要ではないかと思います。こういう学校は、県西部の中心にある高岡市を中心に、配置されていくのだろうと考えていくと、どう考えても9校、10校ぐらいの学校配置は必要になってくるのではないかと。それ以外に逆にどういう置き方があるのか、なかなか想像ができないというのが、私の考えであります。こうした観点からも、再考が必要ではないだろうかということあります。

では逆に、どのように配置をすればいいのかということでありますけれども、我々自民党PTの提案では、県西部で11校41学級としております。新時代とやまハイスクール構想は、8校、学級数になると40学級です。なので、学級数だけ見ていくと、実はそれほど大きな違いはありません。スタンダードと言われる普通科系の高校を、県では多分多様な選択肢という観点で5学級や6学級としていますけれども、我々はそこはもう割り切って、既に普通科系の学校で160人未満の学校はたくさんあり、運営もされているわけですから、3学級ぐらいまでを許容しながら、中規模校のスタンダード校は4学級と決めてしまつてはどうだろうかと考えています。そうすることによって、エリア的な配置のバランスを取れるのではないかということあります。

そして、もう一つ、大規模校についても、今定例会でいろいろな議論、特に後半の予算特別委員会は本当に物すごく多くの質問が出ていたわけであります。そもそもこの大規模な総合選択型普通科校を設置してほしいと言ったのは、我々自民党PTだと認識をしておりますので、この大規模

な総合選択型の高校を私たちとしても配置をしてほしいという考えは持っています。持っているのですけれども、12学級が必要なのかどうかについては議論が必要だと思っているのです。

というのは、今、普通科系を中心とした高校で一番大きいのは6学級だと思いますけれども、これからさらに子供が減っていく時代において、例えば8学級でも十分に大規模な学校と言えるのではないかということなのです。

なので、例えば8学級、10学級、12学級の大規模校があるとして、規模によって、8学級だとどういう選択ができなくなるのだろうかと。ただ、一方で、特に施設整備などについての経費は安く収まるかもしれない。間の10学級だったらどこまでの選択ができるのだろうか。12学級だったらどういうことができるのだろうかと。大規模校に最大を求めていくと、埼玉県の伊奈学園みたいな学校になるのですけれども、それは当然できないとなったときに、富山県でできる大規模校は、どの程度の学級だと一番富山県の状況にフィットしているのかという議論は欠けているような気がしております。

ですので、そうしたことが示された上で、8学級がいいのではないか、もしくは10学級や12学級がいいのではないかとみんなで議論をしていくことが私は大切だと思っております。

ということで、長々と話しましたけれども、こうした現実に学校を配置していくこととの整合性であったり、また、地域の交通の利便性を確保した学校の配置をもう少し工夫できる余地があるのではないかだろうかということも踏まえて検討してほしいのですけれども、廣島教育長の所見を伺いたいと思います。

廣島教育長 まず私どもの原案について、少し御説明させて

いただければと思います。

これまで中学校卒業予定者の減少という事実を踏まえまして、令和3年度以来、多くの御意見を聞きながら、幅広い方々で議論を重ねてきたと。この際、中心に考えたのはこどもまんなかという視点でございます。やはり生徒の皆さんへの選択肢を確保して、充実した教育の提供を行うべきであるということが大前提でございます。

今までの再編も規模という観点で、1校当たり二百数十人を目指してやってきたことが、これまで2回あったわけです。それでこの新時代とやまハイスクール構想では、学校規模につきましては、1校当たりの一定規模を200名程度というイメージも持ちまして、学校数、学級数を20校105学級、今ほど委員が言われており、県西部は8校40学級を目安とさせていただいたところでございます。

御指摘のとおりの部分もございます。県西部はもちろん、県全体の生徒にとって、例えば通学距離、そして学校の特色といった観点で学校の選択肢を確保することは重要なことだと思います。特に各地域における中学校卒業予定者数の今後の推移も踏まえてやらなくてはいけない。通学の手段や所要時間なども考慮した上で、特色ある教育を提供する。そして大中小、それぞれバランスよく県内に配置していくことが基本になるとと考えているところでございます。

令和20年度の目指す姿につきましては、今回の議会、自民党的代表質問等で知事からお答えしましたとおり、第1期校の議論と並行して、地域ごとの学校の配置数など全体像を分かりやすく示すよう努めていく。また、学校数については機能分担を図ることが有効だと考えた場合などに、複数キャンパス制を検討するなど、今後の社会情勢の変化なども踏まえながら、検討していくものと考えているところでございます。

来月中には、構想の実施方針を取りまとめ、今ほど委員からいろいろな事項の指摘をいただきましたけれども、こうしたことにつきまして、その後も関係の皆さんのお意見を丁寧にお聞きしながら、具体的な学校づくり、そして、適正な学校配置について検討を進めてまいりたいと考えております。

永森委員 今ほどお答えいただいたとおりなのだろうと思います。ただ、複数キャンパス制というお話もありましたけれども、複数キャンパスがいいのか、それとも同じキャンパスとして、2学級や3学級の校舎を残すのであれば、それは小規模校でいいのではないか。つまり、これまでいろいろ地域的にやってきたことなどを継承する機能を持たせながら、複数キャンパスではなくて、一つの学校として残すこととの違いなども含めて、まだまだ整理すべきこともあるのではないかと思っております。

今後、実施方針の策定に入っていかれますけれども、第1期校の設置方針を決めるまでに、全体像をもう少し示せないか検討したいと御答弁いただいております。今は断定的に20校を目安としておられますけれども、第1期校の設置方針が決まるまでに、それをはっきり決めてしまわないといけないのかということであったり、また、大規模校についても480人とはっきり明記しているのですけれども、480人という数をはっきりと実施方針に書き込む必要性はどこまであるのかということです。第1期校の設置方針を定める来年度前半ぐらいまでに内容を固めていくので、もう少し柔軟にこの辺りの実施方針の定め方、上手な書きぶりをぜひ考えていただきたいと思います。まだ煮詰まっていないところがあるようになりますので、煮詰まっていなことは、やはり現状は曖昧にしておいて、決めたことを後でもう一回ひっくり返すというよりは、曖昧な部分は曖

昧なまま残して、この先の議論を進めていただきながら詳細について詰めていくのがいいのではないかと私は思います。

2問目は、来年度前半までに定めるとされている第1期校の設置方針についてあります。

実施方針は何となく方向性が見えてきたので、いよいよ今度は1期校の設置に向けて考えていこうということあります。実施方針（素案）の中にも第1期の方向性が4つ示されています。

1つ目は、グローバル教育の学校となっています。これは割と分かりやすくて、この先、国際バカロレア認定校につながるような国際的な課題解決能力を養っていく学校なのだろうと思います。

2つ目は、情報教育の充実を図る学校ということで、当然これから重要なテーマになるであろうデータサイエンス等々の教育を実践していく学校であると。これも非常に分かりやすいと思います。

少し分かりにくいと思った残り2つについて、今日はお伺いします。

3つ目は、「普通系学科の科目に加え、スポーツや職業系専門科目等から『学習内容を選択できる仕組み』がある学校」を設置してはどうかと定められています。何となくのイメージは、先ほど丸田課長がお答えになったとおり、総合選択ハイスクールのような響きだと受け止めているのですけれども、設立すると未来探求ハイスクールになるとあります。総合選択ハイスクールとの違いがよく分からず、具体的にはどんな学校をイメージしているのか丸田課長にお伺いしたいと思います。

丸田県立高校改革推進課長 まず、総合選択ハイスクールと未来探求ハイスクールのイメージについて御説明させてい

ただきます。この2つは、いずれも生徒が主体的に科目を選択できるものと考えております。

まず、大規模校の総合選択ハイスクールでございますが、多くの生徒の在籍及び充実した教員の配置により、生徒に魅力ある様々な科目を提供できるようにしたいと考えておりますし、生徒が主体的に選択できる学校というイメージです。

一方、中規模校である未来探求ハイスクールでございますが、普通系学科のスタンダードに、スポーツ、芸術、情報などの専門的な学び、また職業系専門学科やエンパワーメント教育を組み合わせる学校としております。目指すべき学校像といったしましては、専門的な学びが追求できるほか、興味関心が異なる仲間と共に学び、多様な価値観と出会える学校にしたいと考えております。ここでは学科やコースの枠を超えて科目を提供することで、高校の魅力化も図りたいと考えております。

近年の県外高校へ進学する生徒の増加や、県立学校の志願倍率の低下が見られる現状を踏まえまして、速やかに県立高校の魅力向上を図る必要があると考えております。

また、昨年度実施いたしましたアンケートでは、高校生と教員のいずれも将来の高校生のために学習内容を選択できる仕組みがある学校を望む回答が最も多かったところでございます。こうした声にできるだけ早期に対応できるよう、第1期に未来探求ハイスクールを複数設置したいと考えているものでございます。

未来探求ハイスクールにおきましては、現在の総合学科や普通系と職業系専門学科の併設校のメリットや課題も踏まえながら検討いたしまして、例えば単位制の導入や柔軟なカリキュラム編成ということで、スタンダードの生徒が興味関心に応じてスポーツや情報なども含め、より幅広い

科目から選択できるような仕組みを導入するなど、工夫をしてまいりたいと考えております。

今後の具体的な学校づくりの中で、検討を進めてまいりたいと考えております。

永森委員 では、総合選択は学習内容を選択する学校で、未来探求は学習内容を選択できる仕組みがある学校というすみ分けですか。

丸田県立高校改革推進課長 はい。

永森委員 理解はしましたけれども、今は総合選択ハイスクールは富山市内に設置するとしております。やはり県西部の方々は、なかなか富山市内まで通いづらいエリアの方々もいらっしゃるので、それに近い一定の規模があり、一定の学習内容の選択ができる仕組みを持った学校が、例えば高岡市内にあるならば、富山市内まで行かなくてもいいため、良いことではないかと思っております。そういう趣旨で実は質問をいたしました。

最後の4つ目、「不登校生徒や外国籍生徒の増加などを踏まえ、誰一人取り残さない教育の実現を図る学校」をつくりたいということです。

これは今日においても解決しなければいけない非常に大きな課題ですけれども、既に県立定時制高校があり、少人数教育で不登校の生徒さんたちに対して本当にきめ細かな教育を実践しておられます。加えて、私立高校もこうした分野に非常に力を入れている学校も既にありますし、ましてや、ここ最近の私立高校の無償化ということからいくと、一定程度は私立高校で担えている分野だと思っています。さらに、通信制高校も選択肢としてありますけれども、通信制の子供たちに対して、県はしっかりと支援できているだろうかという課題は残っています。

県立の全日制でやるよりも、むしろ既存の仕組みの中で

学んでいる子供たちに対して、より手厚い支援をするほうが、私は現時点では合理的な気がしているのです。特にこの新時代とやまハイスクールというのは、原則として1学級40人を前提に組み立てられていると認識しています。こういうニーズに対して、40人学級の中でいろいろとクラスを分けて対応できると言われるかもしれません、やはりより丁寧な対応が必要な生徒さんたちに対し、生徒一人一人に合った学びを提供していくに当たって、新時代ハイスクールの1学級40人で今持っている課題は本当に解決できるものなのかと疑問を感じています。

そこで、こうした整理なども含めて、どのように第1期校の設置に向けて、今後議論をしていかれるつもりなのかを聞かせください。

丸田県立高校改革推進課長 近年、不登校生徒や外国籍生徒の増加に伴う教育ニーズへの対応や高校での学び直しを求めるといった御意見もございますことから、新時代とやまハイスクール構想実施方針（素案）では、今後必要と考えられる教育内容の一つといたしまして、基礎的、基本的な知識や技能の習得を通して、自分自身の生き方を主体的に決定できる人材を育成するエンパワーメントを盛り込んだところでございます。

委員御指摘のとおり、定時制高校や私立高校でも不登校経験のある生徒や外国籍の生徒に対しまして、個に応じたきめ細やかな教育が提供されていると承知しております。

例えば、県立定時制高校におきましては、学び直しや通級指導をはじめ、多様な生徒の学習状況に合わせた教育が行われております。また、全日制県立高校でも、その多くでは生徒の学習状況や進路希望に合わせ、生徒の習熟度に応じた少人数授業や個別指導を行っておりますほか、一部では高校の学習の基礎となる中学校までの学習内容を復習

しながら、生徒の基礎学力向上に取り組んでいるところもございます。

先ほど委員がおっしゃいましたように、こうした既存の取組をもっと充実させていくことは、非常に大切だと考えておりますけれども、不登校生徒や外国籍生徒の増加への対応、またそれぞれの生徒に応じた教育の充実が求められていることに鑑みまして、第1期校で提供するエンパワーメント教育では、こうした多様化する教育ニーズに対応する新たな選択肢として、全日制高校におきましても、柔軟な教育課程の編成や外部人材の活用などにより、基礎学力も含め、個に応じた学びの充実を図ることを想定したものでございます。

今後とも第1期校の議論の中で、具体的な検討を進めていきたいと考えております。

永森委員 あまり理解はできなかったのですけれども、言いたいのは定時制で担っている部分がきっとあるので、そことの関係性です。そのまま定時制は定時制で続けていく、エンパワーメント教育はエンパワーメント教育で全日制でもやってく、一方でその中間に私立もあるのに、今のこの全体で20校しかない高校の選択肢の中に、定時制や私立で担っている部分まで、全日制でも担うということであれば、定時制や私立に行政的に支援をしてあげて、この20校では、そこで担えていない選択肢を提供するほうが私はいいと思うのです。そうではないということであれば、やはりそことの関係性であるとか、何が全日制かつ40人学級でないとできないことなのかという精査をしっかりとしながら、1期校の設置に向けて検討していただきたいと思っております。

やってほしいことばかり、たくさんお願いしましたけれども、よりよい学校になるように、またいろいろと御検討いただければと思います。

鹿熊委員 最初は、文部科学省が先月の28日に公表した「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン（仮称））」骨子についての質問です。2040年に向けたネクストハイスクール構想という副題がついたものでございます。先ほど佐藤委員から御質問された部分と重なるところもあるかと思いますがよろしくお願ひいたします。

富山県は、令和3年度から足かけ5年にわたって、高校改革——県立高校の在り方について検討しています。文部科学省もいつからかは分かりませんが、いろいろな時代背景をもとにして、高校教育はどうあるべきかを検討していくことを改めて認識したわけでございます。ここで、再確認という意味も含めて、このグランドデザイン（仮称）骨子はどのような内容なのか、できれば背景も含めて質問をいたします。

丸田県立高校改革推進課長 先ほど佐藤委員の質問にもお答えしましたとおり、先般、2040年に向けた国「高校教育改革に関する（グランドデザイン（仮称））」の骨子が公表されたところでございます。

背景といたしまして、国の資料には、2040年には、少子高齢化、生産年齢人口の減少、地方の過疎化、労働力需給ギャップ、理系人材の不足など、社会状況がさらに大きく変化することから、高校生が学校で自ら問いを立てる力、他者と共に価値をつくり出す力などを身につけ、希望する大学などへの進学や就職などをし、生涯を通じて幸福に暮らしていくことができるよう、高校改革に取り組むとともに高校から大学、大学院に至るまでの一貫した教育改革により、強い経済や地域社会の基盤となる人材育成を実現するとされております。

高校改革に取り組む視点といたしましては、1つ目がAIに代替されない能力や個性の伸長。2つ目が、我が国の

社会経済の発展を支える人材育成。3つ目が一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育機会、アクセスの確保。この3つが示され、それぞれ実現するための取組の方向性も示されております。

また、公立高校は多様な背景を有する生徒の様々な学習ニーズ、また地域が求める人材、学校の地理的状況などの観点から、地域における高校教育の普及や機会均等を図る重要な存在であることから、公立高校への支援を拡充することが示され、先ほども答弁いたしましたが、令和9年度創設する交付金や、また今般の補正予算案に計上されました先行支援のための基金設置によりまして、都道府県を支援することが示されたところでございます。

鹿熊委員 背景、内容、それから施策について説明をいただきまして、ある程度理解をしたところでございます。

そこで、富山県における新時代とやまハイスクール構想の議論が大詰めに来ていると思いますけれども、軌を一にして出た文部科学省のグランドデザイン（仮称）の骨子をどのように新時代とやまハイスクール構想の実施に生かしていくのかということが大事になってくるだろうと思います。

今ほどの説明で、時代背景を説明されまして、多分この富山県の高校改革の時代認識にも共通する部分は当然あるだろうと思っております。そういう中で、新時代とやまハイスクール構想の実施に、特にどの部分を生かしていくのか。逆に言いますと、新時代とやまハイスクール構想の議論を超える内容は、このグランドデザイン（仮称）の中にあるのかということです。ここはちょっと検討する視点がなかったという部分があるのか、それともこれまでの足かけ5年にわたる富山県における県立高校の在り方の検討の中に、きちんとこれらの文部科学省が示した内容について

は既に検討してきたということなのか、非常に私は関心があります。

そういう意味も含めて、これからの中山県の高校教育改革に、文部科学省の示したグランドデザイン（仮称）をどう生かしていくのか、廣島教育長にお聞きしたいと思います。

廣島教育長 私どもの新時代とやまハイスクール構想ですが、基本目標に、新時代に適応し、未来を拓く人材の育成を掲げておりますし、令和20年度までに目指す姿を描いて、段階的に再編を行いたいというものでございます。

こうしたタイミングで、ほぼ同時期、2040年に向けて高校の教育改革を進める国の方針が出たということは、本県の構想の推進の大きな後押しになるような位置づけでございます。委員が言われたとおり、どこまでフィットするのかはこの後、具体的な国の支援策が出てきたときに、いろいろ精査はする必要があろうかと思いますが、大きな方向性としては、本当に軌を一にしている感じでございます。

骨子を見させていただきますと、例えば主体的に学ぶ、人生を切り拓く、生徒を主語にした教育の推進とあり、これはまさしくこどもまんなかに通じるものだと思います。

また、新時代を担う人材を育成するための高校の特色化、魅力化を進めるべきだと書いてございます。これも私どもが、今7つの類型という形でお示しさせていただいているものも、特色化、魅力化という意味では、方向性は同じだと思います。そういったことを支援していただく国のメニューが今後出てくるのだろうと。特色化、魅力化ということであれば、例えばDXへの対応や産業分野においては民間等の連携みたいなことが特徴になってくるということで、まさしく、この辺りは私どもが考えていたものと一緒に

だと思っております。

今、国では、来年度計画を立てて、令和9年度に新たな高等学校教育改革交付金というものをつくられると。その中では、専門高校の機能強化、いわゆる職業系専門学科の機能の強化と高度化、その際には産業界の伴走支援を受ける教育課程の開発も挙がっています。

一方で、普通科改革を通じた高校の特色化、魅力化も挙げられておりまして、複合的な学問分野に即した学びの充実化、情報化、遠隔授業など地域に応じた対応への支援が挙がっています。

やはり今後、私どもとしては、構想を進めていく中で必要な具体的な支援もいただければと思っておりまして、国と足並みをそろえながら、着実に推進していきたいと考えております。

鹿熊委員 教育長のグランドデザイン（仮称）についての認識は分かりました。なるほど、そうだなと思います。

私は、ざっとこのグランドデザイン（仮称）の骨子を読んでみて、非常に強調されているのは、産業構造や社会システムの変化を踏まえた労働力の需給ギャップと理系人材不足ということです。これから日本の産業構造を担う人材をきちんと育成していくかなければならないというところが、非常に強調されていると読みます。また、地域の経済、社会を支えるエッセンシャルワーカーの圧倒的不足が懸念されること。それから、産業イノベーション人材育成のため、理系人材を特に育成する必要があるということを、非常に強調していると思いながら読みました。

先月11月21日の新時代とやまハイスクール構想についての会議において、さらに検討が必要だという部分——農業、工業、商業高校の将来像や職業系専門学科の開設の方向性などについて、今後、関係者の意見を聞いて検討を行うこ

とになり、この議論の結論が来年になると理解しています。

そういうことで、富山県の議論においても、専門高校や専門学科の在り方は、しっかりと検討しなくてはならない部分だと認識されていると思っております。

この部分について、先月21日の会議でもう少し深掘りしなければならないと指摘があったと思うのですが、今現在、どのような検討がなされているのですか。

丸田 県立高校改革推進課長 今、御紹介いただきましたとおり、11月21日に構想検討会議を開催いたしまして、今後の職業系専門学科の在り方について検討いただいたところでございます。

農業、工業、商業の単独校はどうあるべきかということも含めて、検討いただいたところです。検討の結果といたしましては、いろいろな御意見をいただきましたので、今後、実施方針にどう盛り込むかを事務局で検討しているところです。

いろいろな社会のニーズに対応できるように、それぞれの職業科でも検討していくべきだという御意見もありましたので、そうした進め方になろうかと思っております。

鹿熊 委員 大事な部分だと思いますので、しっかりと検討を深めていただきたいと思います。

次の質問です。富山県教育大綱の素案に対するパブリックコメントが今月の18日までということでありまして、ちょうどこのパブリックコメント中に、グランドデザイン（仮称）の骨子が出たと思うのです。

改めて、素案の県立学校のところを読んでみたのですけれども、非常に平凡なことしか書いていないと思うのです。まだパブリックコメントの期間中ですから、せっかくなら私もコメントを提出したいと思うのですけれども、この文部科学省のグランドデザイン（仮称）の高校の在り方を教

育の一番のもとである大綱にも加味したものとして、入れなければいけないと思うのです。特に、職業系や理系人材の部分、いわゆる産業を担っていく人材の育成というところを、非常にグランドデザイン（仮称）は強調していますので、そういう内容が教育大綱にも要るのではないかと思っております。

富山県教育大綱素案の県立学校づくりの中に、文部科学省のグランドデザイン（仮称）骨子の内容を盛り込む必要があるのではないかということについて見解をお伺いいたします。

森安教育企画課長 現在、策定を進めております次期教育大綱の素案は委員御紹介のとおり、パブリックコメントもさせていただいているところでございます。

御紹介のありました教育大綱素案の学校づくりという部分で、今、書いているものには、主体的、対話的な学び、探究的な学びを通じて確かな学力の育成を図っていくこと、子供の才能や個性を伸ばす教育の推進といった内容があります。素案の中のいろいろな箇所に、グランドデザイン（仮称）の骨子に出た考え方を読み取れるような要素的なところは、書かせていただいております。今後、国からの情報提供なども留意して、さらに素案にどういった内容を盛り込めるか考えていきたいと思います。

また大綱策定後ですけれども、グランドデザイン（仮称）の視点を踏まえながら、令和9年度に新設するとされております高等学校教育改革交付金も活用することによって、大綱の実効性を高めていきたいと考えております。大綱ができた後の実行計画では、いろいろな実施に移す段階で、しっかりとグランドデザイン（仮称）に沿った内容を盛り込めるように努めていきたいと考えております。

鹿熊委員 ぜひその方向でよろしくお願ひいたします。

これから質問も先ほどの佐藤委員の質問と重複するかと思いますけれども、改めてお聞きいたします。

令和7年度文部科学省関係補正予算の中の、高等学校教育改革促進基金の創設の内容と、この補正予算に対する本県の対応方針について、小杉教育次長にお伺いいたします。

小杉教育次長 高等学校教育改革促進基金の創設につきましては、このたびの国の補正予算案に2,950億円計上されております。都道府県に基金を設置しまして、緊要性のある取組を3年間程度支援するとされており、この基金事業につきましては、先ほど教育長からも答弁がありました。令和9年度の新たな交付金の創設に先立って、高校教育改革を先導する拠点校をつくり、取り組んだ成果を普及させていくことが目的になっております。

先導する取組としては3つの類型がございます。特に新時代とやまハイスクール構想に関して言いますと、例えば、1つ目として、アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成・支援、産業界のニーズに対応した施設、設備等の整備が示されております。そして先ほど委員からもお話をありました。将来の産業構造を見据えて、産業界や自治体、またそれと専門高校の連携体制の構築強化を図るような取組などが示されております。また2つ目として、理数系人材育成の視点につきましては、理数系人材の量的、質的な拡大、あと理数系探究活動の充実や理数系教育の指導力強化を図る取組などが盛り込まれています。さらに、3つ目として、多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保では、探究活動に対する伴走支援、地域の特色を生かした学びの提供などの取組が示されております。

この3つのほか、国際的な資質能力を有するグローバル人材の育成や高校と地域が連携した学力向上、学習支援などの取組も進めるとされているところでございます。

拠点校でこうした先導的な取組——パイロットケースをつくって県内に波及させていくことは、生徒に多様な学びを提供する新時代とやまハイスクール構想の着実な推進に欠かせないものだと感じております。

今後、必要な施設、設備の整備も含めまして、将来を見据えた高校づくりに、この高等学校教育改革促進基金をできる限り有効に活用できますよう、情報収集に努め、必要な準備を整えてまいりたいと考えております。

鹿熊委員 1点、富山県は拠点校を目指すのでしょうか。

小杉教育次長 一応、この基金を使った事業の枠組みとしては、先ほど言いました3つの類型ごとに、取組を先導するような拠点校をそれぞれ県内で選定して、指定するような形になっております。今後、国から来る申請等の内容を詳しく把握しまして、県内からどういう形で先導校を指定していくかというところも併せて検討していく形になると思います。

鹿熊委員 ぜひこの基金を生かして拠点校を目指すべきだと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは問2に移ります。

小・中学校の不登校児童・生徒に関して質問いたします。前回のこの委員会での質問で、不登校児童・生徒の状況について質問いたしました。そのときの答弁で、小・中学校の不登校児童・生徒の全体の約38%になる約1,000人が専門的な相談、指導等を受けていない状況であるという答弁がございました。

やはり不登校に関する問題で一番心配なのは、何らの専門的な相談や指導を受けていない子供たちをどうするかという点だと思います。不登校そのものがいい悪いというのではなくて、不登校であっても何らかの形で、専門的な指導、相談を受けている状態であるということが一番大事な

ことかと思つております。

この1,000人というのは、多い数字だと思うのですが、専門的な相談指導を受けていない児童・生徒の一人一人に対して、どのような教育的、あるいは福祉的な対応をしているのか、大変気になるところでございますので、その現状と課題についてお伺いいたします。

岡本教育みらい室課長 今ほど委員からも御紹介がありましたし、前回の委員会でもお答えいたしましたが、令和6年度の調査では、県内公立小・中学校の不登校児童・生徒の約38%が学校内外の機関等で専門的な相談、指導等を受けていない状況にございます。

そのうちの約9割については、担任などから継続的な相談、指導等を受けております。具体的には、不登校児童・生徒のいる家庭と連絡を密に取り、状況把握に努めた上で、ICT機器によるオンライン授業を行ったり、課題の添削のやり取りを行ったりしております。

また、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問を行い、保護者との面談を通して関係機関との連携を図るなど、家庭環境への働きかけを行い、個々の状況に応じた支援を行っているところであります。

しかしながら、残りの1割弱については、保護者から登校刺激を控えてほしいということや、必要最小限の連絡だけでよいという要望などがあり、担任等の教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる面談や家庭訪問等を断られ、支援がなかなかできない状況がございます。

このような児童・生徒に対しては、相談や指導を受けない理由や、その状況の把握に努めまして、必要に応じ、児童・生徒一人一人に適した対応策をスクールソーシャルワーカーの見立てをもとに、市町村の福祉部局とも連携し、

ケース会議などで検討されているところであります。

引き続き、市町村の教育委員会や福祉部局、フリースクール等の民間団体とも連携し、教育的、福祉的な支援が子供たちや保護者に確実に届くよう努めてまいりたいと思います。

鹿熊委員 今の答弁を聞いて安心したのですが、私のちょっと聞き間違ったのでしょうか。約1,000人の児童・生徒が専門的な相談、指導等を受けていないと理解していたのだけれども、今ほどの説明の中で、担任やスクールソーシャルワーカーなどと接点がある子供が9割だということでした。接点があるということは、専門的な相談、指導を受けているということではないのですか。

岡本教育みらい室課長 専門的な指導を受けているということになります。全く支援、援助を受けられていない子供が、先ほどもお答えしましたように1割弱ということで、何らかの指導を受けている子供が多いです。

鹿熊委員 そうすると、約1,000人の子供たちが専門的な相談、指導等を受けていないということではないということですね。

岡本教育みらい室課長 そのとおりでございます。あくまでも約1割弱が全く支援、援助を受けられていないという状況になります。

鹿熊委員 分かりました。その約1割、100人の子供たちに対して、しっかりと何らかの教育、福祉的な対応を考えいかなければならぬということで、よろしくお願ひいたします。

瀬川委員長 ほかにありませんか。——ないようですので、これをもって質問を終わります。

5 行政視察について

瀬川委員長 次に、閉会中の継続審査事件の調査のための行

政視察について議題とします。

県内行政視察については、必要に応じて機動的に実施したいと考えております、その実施に当たっての日程調整等については委員長に御一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

瀬川委員長 御異議なしと認め、そのように決定しました。

瀬川委員長 以上で付議事項についての審査を終わります。

この際、ほかに何か御意見等はありませんか。——ない
ようですので、これをもって委員会を閉会いたします。